

令和3年度

二条城歴史講座 [記録]



京都市文化市民局 元離宮二条城事務所

世界遺産 二条城では、歴史や文化を学び、その理解や愛着を深めていただくことを目的に、歴史講座を開催しています。

令和3年度は、第1部は、重要文化財に指定されている二之丸御殿の障壁画の模写事業の実情について、第2部は、あまり知られていなかった二条城の管理・運営体制についての講座でした。いままでと異なり、講座及び座談会の2部制で行う計画でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、座談会はとりやめとし、講演のみ実施しました。本冊子はその記録です。

二条城歴史講座 開催概要

令和4年(2022)2月8日(火)

10:00~11:00

「二条城二之丸御殿一障壁画と模写事業」

小寄善通 成安造形大学教授・学長

13:30~14:30

「二条城番衆と京都」

柴田純 元京都女子大学教授

場所：レクチャールーム（大休憩所北側）

二条城歴史研修会〔記録〕 目次

二条城二之丸御殿 一障壁画と模写事業— 小寄善通

はじめに.....1

二之丸御殿の障壁画，誰がどの部屋を担当し，何を描いたのか.....1

二之丸御殿障壁画の模写事業.....3

実際の模写.....4

二条城番衆と京都 柴田純

はじめに.....7

1. 初期の二条城.....7

2. 二条城の管理・運営体制.....8

3. 諸役人の屋敷・給与.....9

4. 番衆の役割.....12

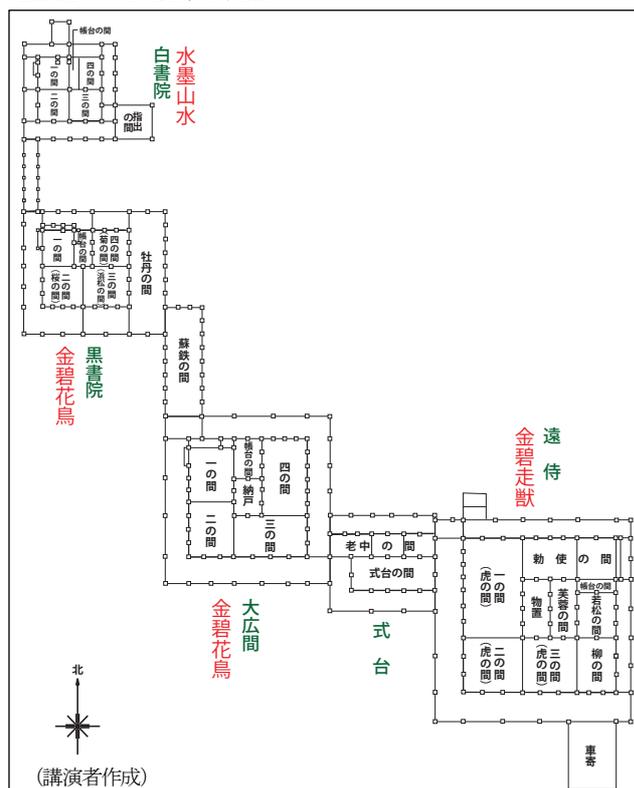
5. 平和時の二条城と京都.....14

おわりに.....16

狩野永納が17世紀後半に著した『本朝画史』という本のなかに、「狩野家累世所用画法」というものがあります。——筆者は永納となっていますが、その父の山雪（山楽の娘婿）が学者肌の人だったので、実際に中身を書いたのは山雪だろうと研究者は推測しています。——その本に狩野家が障壁画を描く際の図様の規則が漢文で書かれています。それによると、技法や画題の序列は、「まず水墨画を第一番とし、山水画が多く選ばれる。第二番は淡彩画で人物画が多く選ばれる。最後が濃彩画で花鳥画が多く選ばれ、荒々しい樹木や草が描かれる。山水画は御殿の上段に、人物画は御殿の中段に、花鳥画は下段に、走獣画は御殿の庇の間の杉戸に描く。豪華な御殿の場合は上段から下段に至るまですべて極彩色で様々な画題を描く場合もある。

以上が基本であるが、御殿の性格や注文主の求めに応じて技法や画題を適宜選択する。杉戸絵には、人物花鳥走獣、特に大人形大鳥虎獅子等を濃色で描く。墨絵はのちのち図様が不鮮明になるので、避けたほうがよい。板

【図2】二之丸御殿平面図



は柱目で無脂のもの。違い棚・天袋・地袋の図様には、四季花や果瓜草虫を描くのがよい」と書かれています。

現在残っている「二之丸御殿」障壁画は、さきほど申しました「行幸御殿」のような筆者に関する正確な記録は残っていませんが、昔からの伝承もあり、また近年の研究によって以下のように推定されています。

「車寄」から入って最初の「遠侍」には虎と竹といった金碧走獣が描かれ、狩野甚丞と狩野道味の作という伝承があります。勅使の間や「竹虎図」は狩野甚丞の可能性が強いです。甚丞は、参加した絵師のなかでは高齢の方で、金雲などを描き込み、探幽らより古い桃山様式を残しています。

勅使の間というのは、名古屋城など他の城にはない二条城の特徴的な部分です。勅使の間は走獣でなく花鳥画が描かれていて、勅使に対する敬意を表しています。しかし天井は、将軍の座る場所のような「折り上げ格天井」にはなっていません。

次の部屋「式台」の筆者は狩野探幽という伝承でしたが、近年は山楽の可能性が指摘されています。また、式台裏側の「老中の間」は探幽三兄弟の教育係を務めたと伝わる興以の可能性が高いと言われています。

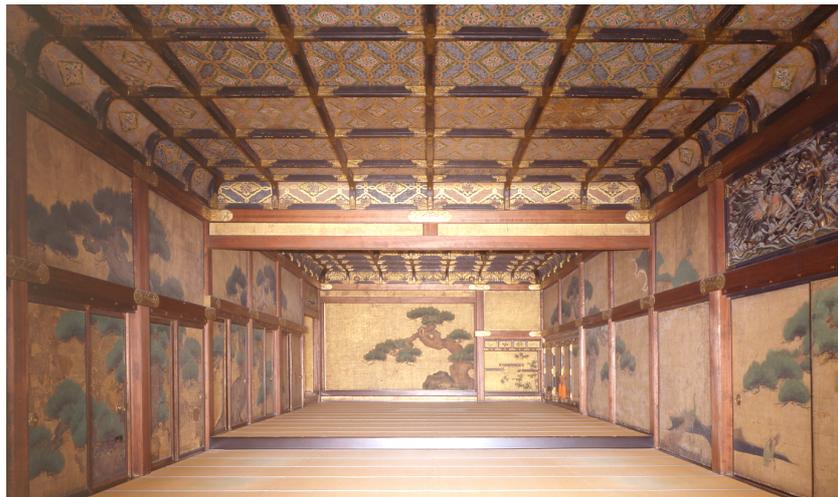
次の「大広間」は、徳川將軍家の権勢を表している部屋です(図3)。これも探幽という伝承で、近年は探幽以外に「四の間」では山楽も加わったと言われています。

「蘇鉄の間」を経て「黒書院」に至ると、将軍のセミ・プライベート空間、奥向きの対面所ですので、名所絵などが描かれて和やかな感じになるはずですが、二条城の場合は、ここも金碧の花鳥です。大広間と比べると随分柔らかい、優しい桜の花が咲いたりしていますが、ここは行幸のときには宴会をしたりするので、少し華やかさがほしいという徳川家側の注文で、狩野派が一般的に描く画題とは違うものが選定されたのではないかと思います。

ます。狩野尚信の作という伝承通りの可能性が高いと言われています。

そして一番奥の「白書院」は將軍の全くのプライベート空間で、先に紹介した「狩野家累世所用画法」において一番格が高いとされている中国風の山水画が水墨で描かれています。かつては狩野興以の筆という伝承でしたが、長信の作で似た画風の絵が発見された結果、長信の可能性が高いということになりました。

【図3】大広間二の間から一の間を見る



【図4】 初期の模写
(左) 黒書院牡丹の間の原画 (右) 模写 (下) 一部拡大



初期の模写では、金箔地を単に古色とするだけではなく、箔足や傷みをも表現し、現状模写に少し近い風合いが感じられる仕上げとしている。



二之丸御殿障壁画の模写事業

二之丸御殿の障壁画の模写事業が始まったのは、今から50年前の昭和47年(1972)です。私が現在おります成安造形大学で、10年近く前まで日本画を教えておられた大野俊明先生が初期から模写事業に携わっておられて、最初は東大手門を入った右側の番所で作業をしていて冬はとても寒く膠が凍ったといった苦労話をうかがったことがあります。

京都工芸繊維大学で、京都の様々な障壁画や襖絵を研究しておられた土居次義先生の指導の下で模写の事業が始まりました。

平成4年(1992)に「黒書院」の障壁画が、そして平成15年(2003)に「大広間」の障壁画が模写と入れ替えられました。現在は「白書院」では天井の一部を除いて、襖や壁貼付けは全部入れ替えられましたし、「遠侍」も廊下側の上の壁面など見学している側からは見えない部分はまだ模写できていませんが、中心部分はほぼ終了したという状況です。

模写というのは、洋画や現代アートではあまりやりませんが、日本画では技術保存という意味でも、過去の画家の作画意図を知るといった研究上の必要からも、大事な修行として

よくやります。うちの大学では2年生になると模写の授業を現在もやっています。

模写には、三つの種類があります。第一の「現状模写」というのは、現在汚れていたり、あるいは欠損している部分も、見えている通りにそのまま写すというやりかたです。第二の「復元模写」というのは、製作当初、出来上がったときはこんなだっただろうという想定のもとに復元するものです。二条城の場合は、「復元模写」にしてしまうと、古めかしい御殿の建物自体とそぐわなくなりますので、復元模写に古色を施す「古色復元模写」という方法が採られています。これが第三の方法です。

現代では「蛍光X線分析」などの装置がコンパクトになって、持ち運びができるようになったので、よく使われます。これによってもともと使われていた顔料、岩絵具などの種類を特定することが可能になりました。

例えば「遠侍」を入れてすぐの「柳の間」の波濤の部分は、原画は黒ずんでいましたが、この装置で調査すると、やはり銀も使われていたということがわかり、銀泥も用いることになりました。今は波濤の部分が銀色に輝いているのですが、時間が経つと酸化して黒ずんでくるはずですから、今のうちにしっかりご覧になっておくといいと思います。

このように、「蛍光X線分析」などの分析装置は「復元模写」に際して大変役に立つことは確かなのですが、染め物に使う藍などの染

料系の絵の具が使われている場合は、日光を浴びると色が飛んでしまって検出できません。ですから、「蛍光X線分析」を活用した「復元模写」と言っても、100%完全とは言えないわけです。

戦前から始まった法隆寺の金堂の模写事業は、「現状模写」でした。原画は焼損してしまいましたが、便利堂という美術印刷の会社(京都)が撮影した原寸大の「四色分解ガラス乾板写真」をもとに「現状模写」が完成しました。焼損壁画も、「四色分解ガラス乾板写真」も現在、国の重要文化財に指定されています。なお、醍醐寺五重塔、平等院鳳凰堂などでも「復元模写」が行われています。二条城二之丸御殿の場合は「古色復元模写」ですが、名古屋城本丸御殿の場合は建物自体が新しいので、古色はあえてつけない「復元模写」で行われています。このように、三つの模写方法が、それぞれの事情で、現在並行して行われているのです。

実際の模写

模写の実際の作業は、床に寝かせた現物の上に板を渡し、その上に乗って、前かがみに

【図5】(左) 柳之間の原画(部分) (右) 模写



なって作業をするのです。最初は筆を使ってフィルムに一度トレースします。それをさらに念紙（裏に木炭を塗ったカーボン紙）を用いて本紙に写すのですが、これから模写を描く本紙の方にはそれに先立って、刷毛で薄い

色を4~5回塗って古色を付けます。金碧画の場合にはさらに金箔を貼ってからまた古色を付けます。

薄く本紙の上に線が乗った段階で、今度は墨で線を描きます。そして原画を見ながら彩

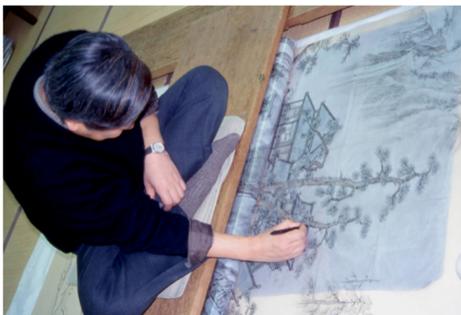
〔図6〕 二条城二之丸御殿障壁画古色復原模写（水墨画に近い白書院の場合）
 (1) 本画からフィルムに写し、欠損部を復原した下絵を作成する



(2) 本紙画面に古色をつける



(3) 念紙（カーボン紙）をあてて下絵を写す



(5) 原画を見ながら全体の調子を整え、淡彩を施し完成



(4) 墨で線をおこす



(現場写真提供：川面美術研究所)

色を施してゆくのです。

襖などの引手の金具を外した跡のところは、元の色がよく残っていたりしますので、そういうところを見て、元の色を想定して塗っていきます。描いた絵師がわかっている場合は、その画家の他の作品なども参考にします。「赤外線写真」の撮影結果もよく参考にします。赤外線写真では、肉眼では見えない墨の線が浮かび上がってきて、絵師が描こうと意図したストーリーがわかって、「なるほど」と膝を打つこともよくあります。そうしますと、肉眼では見えなくても、わかった以上は復元しましょうということになります。

室町、桃山あたりの狩野派の金雲の端は、胡粉という貝殻を粉にした絵の具で盛り上げておいて金箔を貼るという技法を使っていますが、膠とフノリをはけで置いて、その上から金箔を貼っていきます。金箔を貼ってそれで終わりではなくて、金泥を雲のへりのところへまた塗るのです。これは狩野派のやり方です。雲の端っこだけが、光り方が少し鈍くなることで雲の形を引き締めているのでしょう。

二条城の障壁画模写は長期間にわたって実施されていますので、模写のやり方も少しずつ変わってきました。初期は「現状模写」の意識が強かったのですが、徐々に「復元模写」に初期よりは淡い古色を施すようになってきました。

例えば「白書院」をご覧になった帰り道の動線に、「黒書院」の「牡丹の間」があります。あのあたりから模写事業が始まったので、よく目をこらして近寄ってご覧になると、それ以外の部分の模写との違いを感じることができると思います。

これだけの苦勞をしながら実施している模写事業ですので、「二之丸御殿障壁画」をご覧の際には、注意深くご覧いただき、楽しんでいただければと思います。

(令和4年〔2022〕2月8日午前)



小嵯 善通／おぎき よしゆき●専門は、近世絵画史、特に桃山時代の狩野派、江戸時代の京都画壇の研究。大阪大学大学院文学研究科芸術学専攻博士前期課程修了（文学修士）。1983年より2001年まで京都市文化財保護課に勤務。美術工芸品担当として、京都市内の文化財調査に従事し、文化財の指定等を行う。また、「甦る平安京」展（1994、京都市美術館）、「京の絵師は百花繚乱」展（1998、京都文化博物館）、「祇園祭の美——祭りを支えた人と技」展（1998、京都市美術館）等の展示委員、実行委員等を務める。現在、成安造形大学教授・学長。また、祇園祭関連の委員をはじめ、地域の文化財保護や文化育成に貢献している。

二条城番衆と京都

元京都女子大学教授

柴田 純

はじめに

江戸時代の二条城は、初期と末期には軍事的・政治的な拠点として重要な役割を果たしていましたが、中期にはほとんどその役割を失い、歴史的な表舞台から退場していた、というのが従来の通説です。しかし、江戸中期の二条城は本当にその役割を失っていたのでしょうか。今日はそのことを問題にしたいと思います。

中期とは、大体 17 世紀後半から 19 世紀初めまでを考えています。その際、二条城の番衆や地役人が担っていた消費者集団という側面に光をあて、彼らの存在が京都の人々にどんな意味をもっていたかを考えてみます。

1. 初期の二条城

まず、初期の二条城について簡単に整理しておきます。この部分は『平成 30 年度史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書 [概要版]』中の藤井譲治、今和泉大、岩崎奈緒子の三氏の分析および拙論を参考にしています。

江戸時代の二条城は織田信長が建てた二条城とは全く違います。慶長 6 年（1601）家康の計画で築城が開始され、同 8 年に完成して家康が入城、その後家康は京に入ったときはここに入城しており、大坂冬陣・夏陣でも滞在しています。その後、元和 9 年（1623）に秀忠・家光が入城、翌年、後水尾天皇行幸のため二条城大改造の命が出されています。そ

の結果、寛永 3 年（1626）には西側に城域が拡大し、拡張部分に本丸（焼失し現存せず）が新造され、さらに二之丸あたりに天皇を迎えるための行幸御殿が建てられ、本丸の西南角に天守が築造されました。この天守は元禄 14 年（1701）の落雷で一部が破損し、寛延 3 年（1750）に焼失しています。

寛永行幸後の城内変化

後水尾天皇の行幸の終了後には、二条城の大規模な改変が行われています。例えば、寛文期（1661～72）までに奥御殿と台所、御風呂屋が女三宮（後水尾天皇第四皇女昭子内親王）へ与えられ、岩倉へ移築されています。また寛永 17 年（1640）には長局らの部屋が九条邸へ移され、さらに承応元年（1652）には本丸内御座之間から御多門への廊下が知恩院へ移されました。

このように、行幸の際に使われた建物や部屋は城外へ移築されています。以上などにより、二之丸御殿の南西部に空間が成立し、これが現在の空間の形となっています。

在番衆ら諸役人の長屋・小屋の整備

寛永期に家光が約 30 万の大軍を引き連れ上京して以降、幕末まで将軍の入城は行われなくなるわけですが、それに伴って二条城の役割が変化し、在番衆ら諸役人の長屋・小屋の整備が進みます。

まず寛永 2 年（1625）、駿府城番であった渡辺茂が二条城定番に任じられ（番衆は 30 名）、このとき御門番頭 2 名と御蔵奉行 3 名

[史料1]

〔史料1〕

二条為御番替御暇

御帷子御給御道服、保科弾正
黄金五枚ツ、安倍摂津守
大炊・讃岐挨拶、摂津守役之、
五月廿四日、大番百人銀十枚ツ、内八人組頭ニ、御帷子ツ添右二条為御番被遣ニ付被下
之、番頭兩人昨日被下之、

『寛永日記』
『研』編二四八

も任命されています。その後、[史料1]にあるように、寛永12年(1635)に大御番頭2名と番衆100名が毎年4月に交代で行う在番体制が成立し⁽¹⁾、寛文3年(1663)には東西番頭小屋と東西番衆小屋が城内に新造されます。このように、寛永行幸から寛文期に至る約30年間は、行幸関連施設の移築撤去と常駐警備体制が整備されていく時期といえます。さらに、貞享3年(1686)以後、大々的な破損見分が実施され、修繕と撤去が大規模に実施されます。その最終段階である元禄期には、老中、若年寄が上洛し、二条城内の破損箇所等の見分が行われています(元禄4年(1671)、元禄11年、元禄16年の3回)。

こうして、この時期の大規模な修築と解体

(1) 「元離宮二条城編年史料 近世編」(『研究紀要元離宮二条城』第一号、2022年3月刊所収)。以下、本書に収載した史料は、「編年史料」分は、『研』編248、「部類分け史料」分は、『研』部Ⅱ-3のように表記する。

を経て、現在のような殿舎構造、城内景観となりました。すなわち、現在の二条城の基本的な形はこの時期に完成したというわけです。

2. 二条城の管理・運営体制

1 在番衆 二条在番として江戸から上洛してくる在番衆は、番頭2名、組頭8名、番衆92名、さらに番頭付として与力20名、同心40名がおり、また番頭や在番衆の下にそれぞれの家来達があります。番頭らの召し連れる家来は、たとえば慶安2年(1649)の「軍役人数割」⁽²⁾では、1万石の大名の場合は235名、5,000石の場合は102名、600石の場合は13名、200石の場合は5名と定められています。またこれとは別に、戦時ではなく戦争に備えたいわば準体制下では、組頭の場合は6名⁽³⁾、番衆の場合は2、3名⁽⁴⁾ということが史料上確認できます。二条城の在番としてやってくる場合は準体制下でしたから、軍役のほぼ半分くらいの家来を連れて二条城に入っていたと推測できます。そこから、二条在番としてやってくる人数を計算すると、だいたい300名くらいであったことがわかります。

2 御殿番 御殿番は御殿や金庫の番をする役割を担っていました。御殿番には三輪氏が家康によって任命され、世襲しています。その下に坊主衆というのがいて、最初は17名、のちに16名になりました。二条城の「時之太鼓」は坊主衆のうちの1名が管理しています⁽⁵⁾。

(2) 『徳川禁令考 前集第一』の199。

(3) 『御仕置類例集 古類集 二十二之帳』1610。組頭本間長兼が在番中に失火を出した際の京都町奉行所吟味書。柴崎謙信氏の御教示による。なお、二条城在番衆の組織や役割に関しては、柴崎謙信「二条在番と二条城」(『研』)に詳しい。

(4) 『研』部Ⅱ-B-4〔甲子夜話〕。

(5) 「中井家文書」、『柳宮補任』、『京都御役所向大概覚書』、『研』部Ⅳ-5など。

3 御門番頭 御門番頭は、寛永2年(1625)から元禄12年(1699)までは、大手門は大番組の組頭が10年前後地役として務め、西門は組頭でない一般の大番士が同じく10年前後地役として務めていました。しかし、元禄12年以後は編成替があり、一般の大番士のうち2名が東門と西門を20日代わりで勤務し、それぞれの下に与力10名、同心20名が配置されました⁽⁶⁾。

4 御鉄砲奉行 御鉄砲奉行は、主に小十人組からの地役2名と、大番士の中からの仮役1名で、同心が各5名ついています⁽⁷⁾。

5 二条御蔵奉行 二条城の城内には3ヶ所、城外には10ヶ所の蔵がありました。二条御蔵奉行は享保のはじめまでは地役3、4名体制でしたが、享保6年(1721)から地役が2名、大番士の中から仮役1名(おそらく1年で交代、目付のような役割か)が任じられて、蔵を運営していました。この変化は、元禄から享保にかけて城内体制が変えられていった一環だろうと考えられます。蔵には米などが送られてきて、これを管理する実務は、蔵奉行の下の手代各2名、御蔵番2名、小上ケ(最初は頭4名、平60名。元禄3年から頭3名、平35名の体制に変化)といった人々が蔵の運営を行なっていました⁽⁸⁾。

6 御破損奉行 御破損奉行については不明な点が多いのですが、たとえば、天明8年(1788)の天明大火の後に行われた大規模な修復事業では、御破損奉行として大番士の伊藤三右衛門、服部富蔵と、破損奉行仮役として大工頭中井藤三郎の3名が登場しています⁽⁹⁾。また、その時には「御破損下奉行兩人」との記載が

あります。このうち中井は元禄11年(1698)から「差副(差添)」を任じられました⁽¹⁰⁾。実際の修復には大工頭の参加が必要だったのでしょう。

3. 諸役人の屋敷・給与

以上が、二条城の管理運営にあたった諸役人です。では、これらの人々はどのようなところで生活し、どれくらいの収入があったのでしょうか。

諸役人の屋敷

p.10 [図1]の右手に見える東御番頭小屋と西御番頭小屋が、東西の番頭小屋です。相当地に広がったことがわかると思います。東御番頭小屋の一角には与力小屋と同心小屋が見えます。つまり、江戸から連れて来た与力同心も番頭小屋の一部に住んでいたことがわかります。

一般の番衆は[図1]に見える東西御番衆小屋にそれぞれ入ります。では、番衆らが住んだのはどの程度の住宅だったのでしょうか。

[図2]が組頭と番衆の小屋です。組頭の部屋は一般の番衆部屋のだいたい2軒分で、侍部屋がついています。部屋には湯殿(風呂)がついており、現在でいうとだいたい4LDKくらいの部屋となっています。[図3]は与力同心の小屋です。与力の部屋には座敷・居間・台所・土間などがあり、同心の部屋はそれよりも少し狭く、湯殿がありません。番衆の部屋は与力部屋よりも広がっていますが、組頭は6名、それ以外の番衆は2、3名の家来を連れて来ているので、それに見合う部屋の広さになっているというわけです。

[図1]に見える東御門が現在の大手門で、もともとは単層でしたが後に二階建てにかわっています。また、西御門の横には西御番頭

(6) 「中井家文書」、『柳営補任』など。

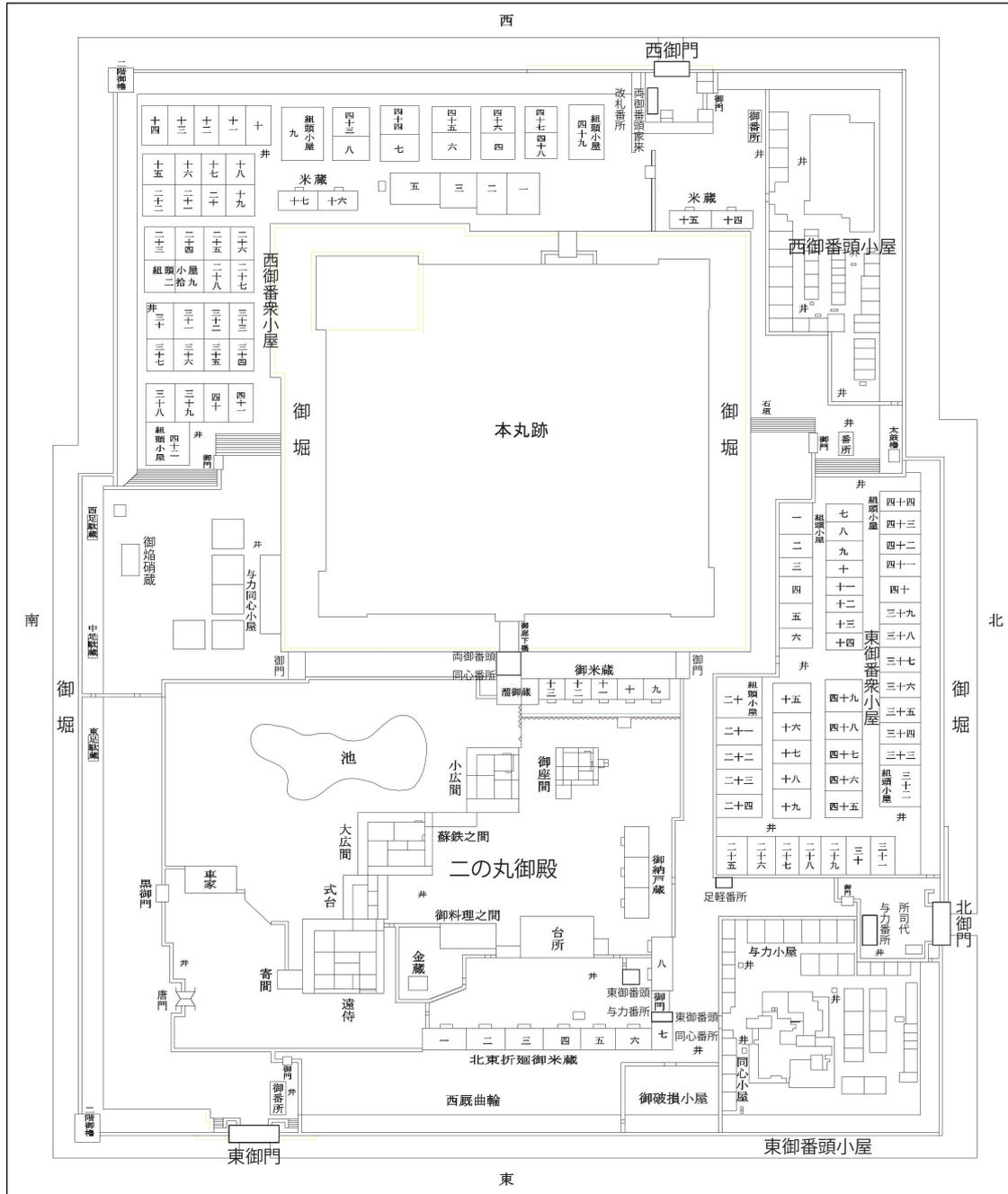
(7) 「中井家文書」、『柳営補任』など。

(8) 「中井家文書」、『柳営補任』、『京都町触集成』。

(9) 『研』部-Ⅱ-11。

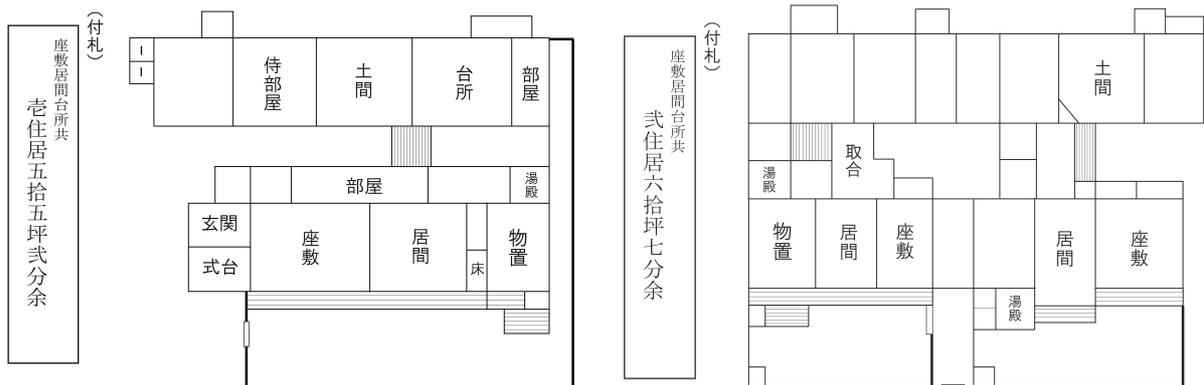
(10) 「中井家文書」。

【図1】天明大火以降の二条城（模式図）

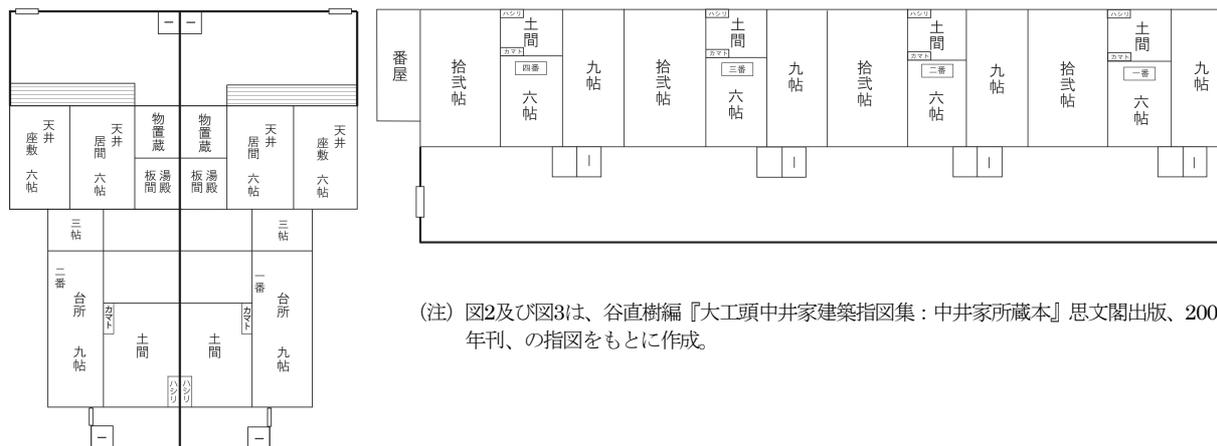


(注) 『重要文化財二条城調査工事報告書』図6.1.3 文政京都地震（1830）における二条城での被害状況をもとに作成した模式図。
 (前掲『研究紀要元離宮二条城』第一号、213頁参照)

【図2】(左) 組頭部屋 (右) 番衆部屋 (2戸)



【図3】(左) 与力部屋 (右) 同心部屋



(注) 図2及び図3は、谷直樹編『大工頭中井家建築指図集：中井家所蔵本』思文閣出版、2003年刊、の指図をもとに作成。

家来とあって、御門番とは別に西番頭の家来がここに詰めていたことがわかります。所司代が管理していた北御門には所司代与力番所とあって、所司代の与力が詰めて番をしており、このように分担があったことがわかります。

東御番頭小屋の隣には御破損小屋があります。これは御破損奉行がいるところです。他の地役人はすべて西門の外に出ていますが、御破損奉行は城内に小屋があります。御破損奉行の詳細は不明ですが、おそらく番衆の中から選ばれてここに居住していたのだろうと考えています。

そのほかいろいろな施設があり、鉄砲を扱う焔硝蔵や、本丸と二之丸をつなぐ廊下橋(もとは二階建て)などがありました。ただ、これは天明の大火以降の絵図ですので、それ以前とは若干の違いがあるかもしれません。

さて、地役人らの屋敷は二条城の西側外の馬場をはさんだ所にありました。[図1]には記載されていませんが、北側から順に、蔵奉行、鉄砲奉行、蔵屋敷、蔵手代、御門番頭、御門番組頭、三輪家、御殿番組屋敷、御蔵仮役交代屋敷と続きます。このうち、三輪の屋敷はもともと城内にありましたが、万治2年(1659)に城外西側に移転しています⁽¹¹⁾。御

蔵仮役交代屋敷は番衆としてやってきて一年間勤める者の屋敷です。

地役人たちはずっと京都にいたので、家族も住んでおり、人数としては全体として1,000名前後が二条城の関係者として居住していたと考えられます。

諸役人の給与

次に給与について。[史料2]は寛永19年の家光の上意で、二条と大坂の在番衆に対しては「一倍物成」、つまり知行高と同じだけの給与を別に与える、とあります。たとえば知行高5,000石の番頭であれば、年貢収入として給与はその4割ほどですから2,000石プラス2,000石で、在番中は合計4,000石の収入があったこととなります。

[史料3]の『京都御役所向大概覚書』は、享保3年(1718)以降に京都町奉行所が編集した史料ですが、「二条大番御目付衆御合力米之事」とあって、たとえば知行高1万石の旗本が番頭としてやってきた場合は現米4,000石を与えるとあります。また「右者御番頭并御番衆同断、但与力者三ツ半物成積ニ而右之通請取之、同心ハ老人ニ付三石宛」とあるように、番頭同様番衆も知行高に応じて4割の給与を受け取れること、番頭とともにやってくる与力は3割半、同心には1名につき3石ずつ渡すとあります。また、「元禄五申九月二

(11) 「中井家文書」。

[史料2]

〔史料2〕
上意之趣
一大御番者、大坂二条二而も、一倍物成被下候ニ付、身体可成と被思召候、身体不罷成候様子細も候ハ、可申候由、上意被為成候、
五月廿三日
『徳川禁令考』前集第三、一一一九
『徳川実紀』第三編、寛永十九年六月十日条

[史料3]

〔史料3〕
八 二条大番御目付衆御合力米之事
仮令
一 知行高老万石ニ而者
現米四千石
式千八百八拾石 五分四米
七百貳拾石 五分一米
内
三百貳拾石 五分四大豆
八拾石 五分一大豆
右者御番頭并御番衆同断、但与力者三ツ半物成積ニ而右御通請取之、同心ハ老人ニ付三石宛、
但、元禄五年申九月二条御番衆御合力米銀渡リニ罷成候、初半年分代金ハ前年冬御張紙直段、後半分ハ其年夏御張紙直段、右之内五分一
米并同大豆之分ハ二条御蔵ニ而米・大豆ニ而請取、五分四米大豆ハ大坂御蔵ニ而二条御蔵衆老枚手形を以代金請取之、端金之分ハ大坂ニ而不相渡候ニ付二条御蔵ニ而米を以請取之、
二条大坂半年代リ之御目付知行高下ニ不依御合力米百石宛大坂御蔵ニ相渡、但御扶持方分限ニ応シ京・大坂両所ニ而相渡ル、
『京都御役所向大概覚書』
『研』部IV-四

条御番衆御合力米銀渡リニ罷成候」とあって、元禄5年(1692)から、米ではなく(大坂の金蔵から合力米として銀に代えて)現金にて渡されるようになったとあります。元禄5年(1692)という年は、幕府が諸役人に対して、それぞれの役職に応じて渡す給料を決めた年です(役料米)。たとえば、知行高5,000石以下の番頭は5,000石とみなし、1,000俵つまり400石と定められました⁽¹²⁾。

役料米と合力米というのは後に混同されるようになりますが、少なくとも[史料3]の享保3年段階では、[史料2]の家光の上意が守られていたということがわかります。

なお、『京都御役所向大概覚書』によれば、御門番頭の役料は120石、与力10名に切米613石、同心20名に切米228石、扶持米64石が与えられ、鉄砲奉行には切米70石、役料60石、同心5名に切米47石、扶持米26石、御殿番には自分高400石、切米35石、坊主17名に切米177石、扶持米60石が与え

られました。御破損奉行については「大御番衆之内御破損奉行御ふち方」とありますが詳細は不明です。御蔵奉行には切米150俵、役料40石、その下の手代や蔵番、小揚にも手当てが与えられていました⁽¹³⁾。

米1石はだいたい1両に相当します。現在の価値でいうと1両がおおよそ10万円前後ですから、番頭なら在番時には知行米とは別に2,000石の特別給、つまり約2億円の特別収入があったこととなります。このようにみると、二条城の諸役人には全体としてかなりの購買力があつたと考えることができます。

4. 番衆の役割

では、番衆はどのような役割を果たしていたのでしょうか。役人には番方と役方があり、番方は、一般的に江戸にいる平時の常備軍で、江戸市中の警衛、将軍出行時の供奉や警備、遠国の御使、京・大坂・駿府の在番などを担

(12) 『柳營日次記』元禄5年5月28日条。

(13) 『研』部-IV-5。

当し、役方は、幕府の行政や裁判を担当しました。

では、二条城での番衆は、具体的にどのような役割を果たしていたのでしょうか。「先登二条在番登前留」⁽¹⁴⁾には、番衆の出発前の役割分担がみえます。先残役・跡残役（在番に出かけた番士の留守家族の世話や出張先との連絡を担当）、御破損奉行、米払（蔵奉行仮役のことか）、御弓奉行・御具足奉行（武器を担当）、御鉄砲奉行、御茶壺差副（宇治からのお茶壺道中の先導役）と同扣、宿割（在番衆が上洛してから入城するまでの番衆の宿泊に関して、京の町代と調整する役）などです。

これらの番衆は江戸城で將軍にお目見えしてから上洛するわけですが、「先登二条在番登前留」によれば、44名が江戸城に登城（御目見）したものの、3名は登城せず、うち1名は浅草御蔵奉行に在任中、1名は忌引、1名は取人として他組へ参加中であったといえます。

上記にあるように、取人や代人が在番を務める例もありました。取人や代人とは、番士が幼年や老人であったり、あるいは病気などで勤務が行えないなどの場合に、代わりに勤務する人のことです。しかし、次第に合力米支給をあてにした取人・代人が増加していきました。たとえば、「大番職制」（大番に関する記事を集めた史料）に「取手返在番三度続候事」とあるように⁽¹⁵⁾、二条在番を務めて江戸へ戻ってすぐに大坂在番に行くような「取手返」が行われていることが見えます。また、「御番士代々記」という史料によれば⁽¹⁶⁾、宮重源左衛門という番士は、生涯の間に「二条城の宿直に参る事五度、代人四度、坂城の警衛に参る事五度、代人五度、凡十九度在番に参る」とあり、二条在番を5回、二条在番の代人を4回、大坂在番を5回、大坂在番の代

人を5回で計19回在番をしたとあります。普通20歳から60歳までの40年間で3年ごとに在番を務めたとすれば、多くても13回しか在番をすることが出来ないはずですが、19回ということは、かなりの回数代人を務めたこととなります。

「大番職制」には取人・代人に関する記事が多くあり、代人願を出す雛形（見本）も掲載されています。雛形によれば、「御勝手不如意」のため、取人や代人を願い出ています。取人や代人は生活困窮のためこれを務めたわけですが、二条や大坂で在番をすると、知行高の約4割を特別に貰えた一方、江戸で勤めただけでは役料は少なかったと考えられます。ですから、京から戻ってすぐ大坂へ行くという「取手返」をする連中が増えて行ったのだと思います。

城中以外での役割

では、番衆は城中以外ではどのような役割を担っていたのでしょうか。

章末の[表1]の最初の2例（番号1、2）は、寛文5年（1665）段階で石清水八幡宮の修造奉行に任じられたものです。『徳川実紀』寛文3年9月14日条に「京石清水八幡宮に修理料あて行はるゝにより、その奉行は二条城在番士に命ぜらる」とあるように、この頃からこうした番方としての任務だけでなく、寺社の修復奉行としての任務も務めるようになります。また、[表1]からわかるように、番衆は番以外の勤務として、寺社などの修造7件、朝廷関連6件、將軍家関連4件、論地裁許1件、軍役関連は使者を含め8件を務めていて、この頃から色々な役割を担うようになっていきます。

京都に関するものとしては、例えば寛政2年（1790）や寛政3年に大番士が内裏造営中に見廻りを行っており（[表1]番号25、26）、また文政13年（1830）に京都で大地震があった際には、二条城の番士が京中を巡って京

(14) 東京都公文書館蔵。柴崎謙信氏の御教示による。

(15) 神宮文庫蔵。柴崎謙信氏の御教示による。

(16) 内閣文庫蔵。柴崎謙信氏の御教示による。

都の治安維持を行っています⁽¹⁷⁾。

彼らは二条在番としてやって来ているので、番方の役割が基本ですが、江戸後期には次第に役方の職務が多くなっていきます。こういった役割を担った番士は、その多くは組頭であったか、後に組頭になった者が多く、このような職務を担えるだけの能力を持った人々だったと思われます。

また、番衆以外の役としては、まず御殿番は二之丸の諸屋敷、御金蔵の管理（御金蔵の鍵を預かり、御金蔵破り事件⁽¹⁸⁾の際も町奉行と共に関与している）、城内の掃除、松飾⁽¹⁹⁾（稲荷村から提供された松を西門で受け取って城内に飾る）・煤払いなどの手配を行っています。御門番頭は東西門櫓や番所の管理をし、御鉄砲奉行は四隅の櫓・櫓跡と焰硝蔵、鉛など武器の調達や大坂からの鉛の運送費の入札を管理しています⁽²⁰⁾。二条御蔵奉行は二之丸の北東折廻米蔵と西の蔵、本丸の西米蔵二棟の管理を担い、御破損奉行は東西番衆小屋、城内諸小屋といった城内の普請をすべて担いました。

5. 平和時の二条城と京都

最後に、平和時の二条城と京都の関係をみていきます。[表2]と[表3]は、18世紀はじめとおわりの30年間について、『京都町触集成』に掲載されている番衆への売掛禁止触や入札触を取り上げ一覧にしたものです。

売掛禁止触

まず番号9の番衆への売掛禁止触について。在番衆への条令は、最初に寛永17年に出され⁽²¹⁾、そのあと明暦2年（1656）に全19条

が出されています⁽²²⁾。その第3条に「二条御番ニ被召連候者共、於当地悉被詮議可罷登候」と、また第14条に「二条在番中、諸事不入買物不可被致、(略)召仕之者刀脇差拵候ハヽ、見被申候上、見苦敷段無紛候ハヽ、被致差図拵サセ可被申事」とあります。その後、延享元年（1744）に[史料4]の触が出され、商人に番頭や番衆及び彼らの家来に対して売掛しないようもとめています。こうした町触はその後毎年出るようになり、後には対象が「御番衆并与力同心、同家来ニ至迄」と与力同心家来に至るまで拡大されました。

また天保13年（1842）の[史料5]では、売掛禁止に加え、城中での高価な売買をすることが規制されています。つまり、商人が城内に入って番衆たちに物を売っていたことがわかります。番衆の給与は現金で支給されていたから、高価な物を買って借財が膨らんでしまうということがありました。たとえば、[史料6]にみえるように、安永2年（1773）に大番士の井上富次郎（正豊）が在番中の借銭がかさんで逐電し、捕まって遠流となっています。こうした事態に対処するため、前述のような町触が出されたのだと思われます。

これまでみてきたように、在番衆らにはかなりの購買力があつたわけで、そのうえに城中に約千人が生活し、燈油、みそ、しょうゆ、炭、青物など日常生活品の購入などがあつたことを考え合わせると、京都の人々にとって二条城は、かなりの魅力があつたと思われます。

入札触

次に[表2]と[表3]の入札触について。まず、入札は競合する業者の存在が前提にされていることに注意する必要があります。京都の場合、17世紀末から18世紀以降に入札が増えていきます。入札は様々な分野にわた

(17) 『京都町触集成』。

(18) 『研』編386。

(19) 『京都御役所向大概覚書』、『研』編274。

(20) 『京都町触集成』、『研』編261、265、349など。

(21) 『研』編249。

(22) 『研』編253。

[史料4] ~ [史料7]

〔史料5〕
 二条在番之面々在番中雜費多候歟、日用之品掛ケ買いたし、連年払方をも及延引候より追々当地ニ借財相増、仍而ハ御城中江立入候商人とも自然物価を引上ケ候ニ至り、借財無之輩も無抛高価之品を買もとめ、要用相弁候趣相聞、右商人共不埒之事ニ候、以来在番之面々聊之買物いたし候共、決而掛ケ買致間敷筈ニ候間、御城中ニ而買求候品、高価之売買致間敷、若市中之直段ニ見合、高直之品候ハ、其趣御番衆より頭々江申聞候積候間、商人共も懸ケ売決而致間敷、万一払方滞候ものも候ハ、其段頭々江商人共より訴出候様可致候、
 右之趣申通候間、当地商人共聊心得違之儀有之候ハ、嚴重申付候間、此旨洛中洛外へ不漏様可申通事、
 (天保十二年)
 寅十二月

『京都町触集成』
 『研』編四〇一

〔史料4〕
 二条御城在番
 菅沼織部正殿 家来中
 一本庄大和守
 一御番衆并家来ニ至迄
 右面々江売人共方売懸ケ不致候様可申聞置候事
 子五月
 東公事方
 右之通被仰渡候付、為心得申廻候、以上
 子五月〔三日〕 町代たれ
 此通被仰付候ニ付、相認御伺申上候処、佐伯三郎右衛門殿、御触ニ而ハ無之候間、相廻し候様ニ被仰付候

『京都町触集成』

〔史料6〕
〔非上正徳〕
 富次郎
 安永二年五月十一日、さきに二条城の守衛にあるのとき、行跡よろしからずして、借錢多く、勤仕にたへかたきにより、綿服を着し、刀をも帯せず、下部の体となりて、御城門をしのひ出、剩親族の頼と偽り、市塵にをいて端物を銜ひとり、逐電せし始末、土たるものゝ所行にあらず、斬罪に処せらるへしといへとも、重き法会行ハるゝにより、其罪を宥められて遠流せらる、

『寛政重修諸家譜』
 『研』編三六六

〔史料7〕
 大工方 壺口
 一木挽方
 鍛冶方
 筋方
 一財木方 壺口
 一屋根方 壺口
 瓦方
 一壁方 壺口
 塗師方
 一畳方 壺口
 小買物方
 石方
 一音羽谷より石切出シ運送居手間共 壺口
 土砂方
 損料物方 壺口
 一手伝方
 中日雇方

右者二条御城内外并外御米蔵とも御修復ニ付、右口々入札申付候間、家持ニ而望之者来辰正月八日より十日迄之内、家持受人召連、(中略)
 (天保二年)
 卯十二月

『京都町触集成』
 『研』編三九六

りますが、ここでは二条城関連の入札についてみていきます。これら二条城に関わる御用は、ある意味で現在の公共事業に相当するものです。

番衆や地役人の役宅修復に関するものが[表 2、3]の番号1、2、3、城内各所の修復に関するものが番号4です。また[史料7]は天保2年(1831)の触です。これは前年文政13年(1830)の大地震で破損した箇所の修復事業に関するもので、大工方、木挽方など実に多くの職人たちが修復に関係しており、この方面の人々にとって有益だったことがわかります。

次に材木や蔵詰米などの輸送に関して。下鳥羽車持年寄中は、大坂から蔵詰米や鉄砲の丸薬・鉛、栗角木などを、初期から一手に請負っていました。しかし、寛文9年(1669)には、勢力を伸ばしてきた高瀬舟と相論し⁽²³⁾、享保6年(1721)には、横大路村の村間屋と納米舟積権で相論⁽²⁴⁾、安永6年(1777)には、大坂の淀過書座と相論しています⁽²⁵⁾。つまり、初期は下鳥羽車持年寄中が特権的な立場で独占していたが、競合する業者が登場したことで、入札が行われるようになったことがわかります。御用には一定の利益がありましたから、競合が起き入札が行われたわけです。

また、[史料8]は、宝永2年(1705)の二条城内外の御蔵内銭座運上金で購入した米を江戸へ運送した際のもので、宝永元年に全国で洪水が頻発し、関東で地震が発生した際、大坂から江戸へ移送する買米3万俵の運送を京都の御用町人2名が請負っています。金の受渡には、三輪市十郎が関係しています。同様の江戸廻米は享保3年(1718)にもあり、「運賃、車方、加子米、廻船等之入用一式」を請負う入札が、二条御蔵奉行のもとで実施

されました⁽²⁶⁾。こうした大規模な御用は商人にとって魅力的だったと思われます。これらの御用には、当然負担のみの場合もありましたが、江戸中期以降、代価が払われるようになりました。

また、二条城と京都の関係としては、[史料9]の葵祭への下行米支給があり、1,300石(約1億円以上)が江戸幕府の指示で二条御蔵から葵祭へ下行されています。葵祭が二条御蔵米の支給で実施されていたことがわかります。

おわりに

以上の検討によって、江戸時代中期の二条城が、京都の人々にとって一定の意義もっていたこと、すなわち、二条城を維持・運営していた在番衆や地役の購買力(消費力)と、二条城の維持・運営にかかせない御用(現在の公共事業に相当)が京都の経済を支え、京都の人々と深くつながっていたことがわかります。中期の二条城は、軍事的、政治的な拠点としてよりは、もっとソフトな面で京都の人々に大きな影響力をもっていたのであり、そういった意味で、中期の二条城は、京都とある意味で共生関係にあったといえるのです。

(令和4年〔2022〕2月8日午後)

(23) 『研』261。

(24) 『研』288。

(25) 『研』367。

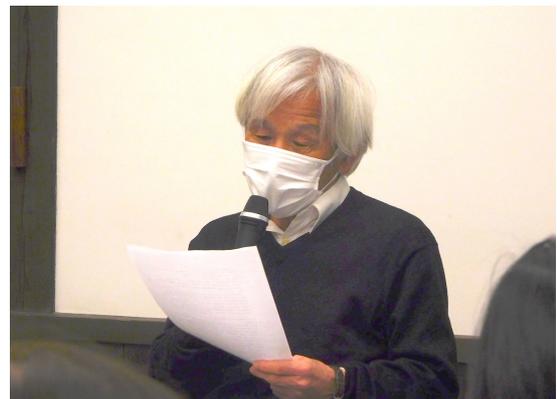
(26) 『研』278。

[史料8]

〔史料8〕
 三 同所御蔵ニ有之錢座運上金銀之事
 金合三万千八百八拾八兩
 銀合五百九拾貳匁分六厘七毛五弗
 内
 金老万千八百七拾兩貳歩銀八匁七分老厘 御買米代
 是者御買米三万俵、石高老万三千三百三拾老石七斗之代、
 但、老石二付平均六拾貳匁八分五厘四毛内
 金四百三拾九兩三歩銀六匁貳分 諸色入用
 是者御買米三万俵大坂ニ而相調、江戸廻被仰付候ニ付、江戸・大坂ニ而
 諸色御入用并右御用相勤候町人兩人江被下候御金共如此、
 式口金都合老万式千三百拾兩壹歩銀拾四匁九分老厘
 銀ニシテ七百三拾八貫六百貳拾九匁九分老厘
 但、六拾目替
 右者当春御買米為御用芳野屋惣左衛門・中川清三郎代乾忠右衛門大坂江罷
 下、調上候御米代并御米廻船ニ積立、大坂表出船江戸着浅草御蔵詰迄之諸
 色入用金、町人共差出候勘定目録吟味之上相違無之二付、此度御金不殘三
 輪市十郎方より請取、右町人江相渡り候、
 但、宝永二酉年七月安藤駿河守・水谷信濃守組勘定方役人請取手形ニ、
 三輪市十郎・松平紀伊守殿与力兩人宛所ニ而、安藤駿河守奥書ニ松平
 紀伊守殿裏書、錢座運上金を以可相渡旨、右裏印ニ而相渡り候、
 金八千六百拾兩壹歩貳朱
 銀五百五拾貳匁五分三厘
 是者宝永三戌年七月・八月四ケ度ニ江戸上納為替ニ成候ニ付、芳野屋
 惣左衛門・中川清三郎相納、御金奉行四人より三輪市十郎方江請取証
 文来ル、
 『京都御役所向大概覚書』
 『研』部・IV・四

[史料9]

〔史料9〕
 一米三百三拾石
 三百石
 内五百五拾老石八斗
 四百七拾八石貳斗
 一米四千三百石程
 一大豆五百石程
 所司代裏判 堂上方
 社家手形兩奉 行所司代裏判 上賀茂
 右同断 下鴨
 御番衆五分一米
 同断拾分一大豆
 葵祭御下行米
 『京都御役所向大概覚書』
 『研』部・IV・五



柴田 純/しばた じゅん●1947年愛知県生まれ。京都大学文学部国史学科卒業、京都大学大学院博士課程国史学専攻単位取得満期退学。博士(文学)。1991年京都外国語大学助教授、95年教授、1999年京都女子大学教授、のち定年退職。主な著書に『思想史における近世』(思文閣出版1991)、『江戸武士の日常生活』(講談社2000)、『江戸のパスポート——旅の不安はどう解消されたか』(吉川弘文館 歴史文化ライブラリー2016)、『考える江戸の人々——自立する生き方をさぐる』(吉川弘文館2018)など多数。

〔表1〕在番中に番以外の勤務をした番衆

番号	年	氏名	番以外の勤務
1	寛文五（1665）	鈴木九左衛門	石清水八幡宮の修復奉行を務める
2	同上	永田孫次郎	同上
寛文三年九月十四日「京石清水八幡宮に修理料あて行はるゝにより、その奉行は二条城在番士に命ぜらる」『徳川実紀』			
寛文七年十二月二十七日「大番鈴木九左衛門重貴・永田孫次郎正勝は、京八幡造営に成功しければともに金、時服を給う」同			
3	宝永六（1709）	柘植小左衛門	常憲院殿院号の写に添て江戸へ、時服二領、黄金一枚
4	宝永七（1710）	柴山（土井）三右衛門	徳川綱重の仏殿の勅額に添て江戸へ、時服二領、黄金二枚
5	享保三（1718）	天野彦右衛門	吉宗母浄円院を迎えに和歌山へ赴く、白銀五枚
6	同上	権太織部	吉宗母の江戸下向に従う、白銀五枚
7	享保九（1724）	堀彦十郎（組頭）	六月朔日、仰せにより、大和郡山城の引渡を務める
8	元文二（1737）	二条在番組頭衆	女御御座使役のため町口美濃守に御所で礼式を問う
大江頭中井大和守のつてを介して町口美濃守に問合す。『研』編 352、353			
9	寛保元（1741）	久保熊之助	下加茂神社修造の奉行を務める、時服二領
10	同上	市川長之助	近江国比叡山西塔、東塔堂舎の修造奉行を務める
11	同上	久保源六郎	丹波国氷上郡の論地検視の命を受け延享二年に裁許
12	宝暦四（1754）	三浦半左衛門	近江国山門堂舎などの修理を行う、黄金五枚
13	同上	河野頼母	城中修理の事をうけたまわる、黄金三枚
14	宝暦七（1757）	長井岩次郎	城中の御厨具奉行を務め、所司代の邸を修理する
15	宝暦十二（1762）	河野庄大夫	桃園院の遺物に副て江戸へ下る、時服を給う
16	明和四（1767）	平岡藤兵衛	禁裏や准後の別殿普請をし黄金三枚、禁裏からも恩賜
17	安永六（1777）	堀七郎右衛門	京都に逐電中の松田直勝を江戸へ移送、白銀十枚
18	同上	浅井半兵衛	同上
19	安永九（1780）	朝倉勘四郎	孝恭院の贈官宣命に副て江戸へ、時服二領、黄金二枚
20	天明三（1783）	永田熊之助	大蔵卿治察卿の贈官の宣命、宣旨に副て江戸へ、同上
21	同上	原三郎兵衛	心観院様御贈位之宣命などに差添え江戸へ
22	天明八（1788）	加藤主計	大火で二条城が焼け江戸へ言上、時服二領、黄金一枚
23	同上	永田十郎右衛門	同上
24	寛政一（1789）	山本市左衛門	御弓、御弓具などの新調に携わる、白銀七枚
25	寛政二（1790）	佐野次郎兵衛	内裏造営中、洛中洛外の見廻りを務める、白銀七枚
永田源蔵ほか六名が佐野と同様の見廻りを務め、白銀七枚を頂戴			
26	寛政三（1791）	小宮山伝右衛門	禁裏など造営中、京師をめぐり非常を正す、白銀三枚
27	同上	岩間八郎左衛門	仮の御蔵奉行を長期間一人で勤める、白銀七枚

(注) 在番士の業績は『寛政重修諸家譜』、『御番士代々記』による。

- 1、2、9、10、12は、寺社修復の奉行役。13、14は城中などの修復。16は禁裏普請。
- 3、8、15、19、20、21は、朝廷関連の任務。
- 4、5、6、19は、将軍家関連の任務。
- 11は、論地の裁定。
- 7、17、18、24、25、26は、軍役。
- 22、23は、江戸への使者役。
- 27は、長期間勤務者への褒賞。

[表 2] 二条城番衆と京都の関係

年	1番頭・番衆小屋	2蔵奉行の小屋	3諸役人の小屋	4城関連の修復	5資材調達		6種油の調達	7蔵米等の売払	8納竹・残竹売払	9番衆へ売掛禁止
					縄藁	材木				
享保 15 (1730)	1				1		1	11		
16								4		
17								3		
18				1	1		1	6	2 (城修復)	
19								13		
20		1		2		2	1			
元文 1 (1736)				1		2				
2				1	1	2		2		
3		1 (仮1)		1		2				
4				6		1	1	1		
5				2	1	4	1			
寛保 1 (1741)	1			1	1	1	1			
2				2		1	1	2		
3				2		1	1			
延享 1 (1744)				2		1				1
2				2		1				1
3				3	1	1				1
4	1			1		2	1			2
寛延 1 (1748)				1	1	1	1			1
2				1		1	1			1
3				1	1	1	1			1
宝暦 1 (1751)				1		1	1			1
2						1	1			1
3				1	2	1	1			1
4		1 (仮1)				1	1			1
5	5 (仮住居)	2 (仮1)		5	2	3	1			1
6	1			3		1	1			1
7		2 (仮1他)		2	1	2	1	1 (人足賃)		1
8				1		2				1
9 (1759)		1 (仮1他)		1	1	1				1

(注) 表中の算用数字は、すべて一年間に登場した回数を示す。

項目の内容：

1は、二条城内東西番頭小屋並びに両組番衆与力同心小屋の修復入札。

2は、二条蔵奉行の屋敷修復入札。在番中の仮蔵奉行は「仮」とし、常役の蔵奉行は「他」とした。

3は、門番頭と二条鉄砲奉行の屋敷修復入札。元禄12年(1699)までの大手門門番頭はすべて大番組頭からなり、常役、西門門番頭はすべて一般大番士から就任。元禄13年以降寛政頃までは、すべて一般大番士で、以後は御納戸や御腰物方などさまざま、文政頃からは二条鉄砲奉行からの就任が多くなる。二条鉄砲奉行は、多くは小十人組から就任し、天保頃から門番頭からの就任となっている。

4は、二条米蔵、縄藁入蔵、役所番人居所、小場部屋、人足部屋、惣構高堀、西門前市小屋、廊下橋、井戸、石垣、櫓、高麗橋、南喰違門、二之丸西構堀など、城内各所の破損箇所修復入札。

5は城内修復入用で頻りに登場し、「縄・藁」と「材木」を分けた。「材木」は史料では「材木方、日庸方、小買物方、壁方、張付方」とある。「栗・梅角木」は、大坂からの運送費を計上。

6は城内入用の灯油で、たとえば、時之太鼓小屋(時計小屋)などに必要。

7は備蓄用の蔵米や大豆の売払入札。8は修復用の竹。納竹と納め後の残竹の売払入札。

8は修復用の竹。納竹と納め後の残竹の売払入札。

9は、以上の入札と異なり、番衆が京着後に出された触で、番衆が京都でする売掛での買物を禁止する。番衆と京都の関係をよく示していると思われるので取上げた。

以上は『京都町触集成』による。(表3も同様。)

[表3] 二条城番衆と京都の関係

年	1番頭・番衆小屋	2蔵奉行の小屋	3諸役人の小屋	4城関連の修復	5資材調達		6種油の調達	7蔵米等の売払	8納竹・残竹売払	9番衆へ売掛禁止
					縄藁	材木				
安永4 (1772)			1 (門)	3		1	1			1
5				2	2	1				1
6							1		1 (残竹)	1
7			1 (門)	2						
8					1		1			1
9				4			1			1
天明1 (1781)				3						1
2		1 (仮)		1	1		1			1
3				2			1		1 (残竹)	1
4				2			1			1
5			1 (鉄)	1			1		1 (同)	
6		1 (仮)	1 (門)	1	2		1		1 (同)	
7				1						1
8				3					1 (同)	1
寛政1 (1789)				4	1		1	2 (売払人足)	1 (同)	1
2			1 (鉄)	2					1 (同)	1
3			1 (門)	1	2		1		1 (同)	1
4	1 (普請)	1 (他)		2	2		1			1
5		1 (仮)		1			1			1
6				3					1 (同)	1
7	1 (普請)	1 (他)		1	1		1	1 (売払)	1 (同)	1
8				1	2			1 (同)	1 (同)	1
9				1			1	1 (同)	1 (同)	1
10		1 (仮)		1			1	1 (同)	1 (同)	1
11		2 (他)	4 (門・鉄)	3			1		1 (同)	1
12		1 (他)	1 (門)	1			1	8 (同)	1 (同)	1
享和1 (1801)		3 (仮・他)	2 (門・鉄)	1			1	1 (同)	1 (同)	1
2		4 (仮・他)	1 (鉄)	2	1		1	1 (同)	1 (同)	1
3		3 (仮・他)	3 (門)	2			1	4 (同)	1 (同)	1
4		2 (他)	2 (鉄)	1			1	4 (同)	1 (同)	1

令和3年度

二条城歴史講座【記録】

京都市文化市民局 元離宮二条城事務所

〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541

発行 令和4年3月

協力 (株) シイー・ディー・アイ

〒604-8426 京都市中京区夷川通室町東入巴町 83 番地